

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 従業員持株会

従業員持株会は、従業員の経営参加意識の向上、福利厚生、事業承継などに有効です。

1. 持株会の特徴

従業員持株会のほとんどは民法上の組合として設立され、その特徴はつぎのとおりです。

- 1) 株式の名義人は持株会理事長とし、理事長が代表して株式を取得する。
- 2) 持株会の所有する財産や損益は、持株会の構成員 = 従業員の持分に応じ、それぞれに帰属する。

2. 持株会のメリット・デメリット

1) メリット

従業員に経営参加意識を与え、公開予定会社では強いインセンティブになる。

従業員の財産形成に資する。

持株会の規約で株式の引出し制限、退会時の取扱いを定めることで安定株主となる。

オーナーの相続財産を減少できる。

2) デメリット

配当を目的とする従業員にとって、継続的な配当がないと、加入する意味はない。

オーナー一族が持株会から配当還元価額で買い戻す場合、贈与税課税が生じる可能性が高い。

3. 持株会への株式の供給方法、売却価格、課税関係

1) 株式の供給方法

非上場会社の場合、大別して、(1) オーナーの株式売却、(2) 第三者割当増資があります。

第三者割当増資は、株主総会での特別決議が必要です。

2) オーナーからの株式売却価格と課税関係

オーナーが持株会に売却する場合、構成員の贈与税課税に留意して価額・株数を設定します。配当還元価額など低い価格で売却するケースが多くみられます。

オーナーには、株式の譲渡益に対して20%の申告分離課税となります。

3) 持株会構成員の各従業員の課税関係

オーナーが「同族株主」、従業員が「同族株主以外の株主」の場合、配当還元価額以上であれば、原則として、贈与税課税はありません。

第三者割当増資の場合、退会時に出资额の同額の持分払戻しであれば、原則として、給与所得課税はありません。

お見逃しなく！

1. 持株会の趣旨を徹底するため、配当優先無議決権株式の活用も考えられます。
2. 持株会の規約には、従業員退会・退職時のとり扱い（出資持分の払戻しの価格または算定方法）などを明示しておきます。